

委員長および副委員長の選出について

<久留米市中小商工業融資委員会>

職名	氏名	備考
委員長		
副委員長		

【参考】久留米市中小商工業融資委員会 規則（抜粋）

（委員長および副委員長）

第6条 委員会に委員長および副委員長1人を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときはその職務を代理する。

久留米市中小商工業融資委員会委員名簿 (H28.9.1~H30.8.31)

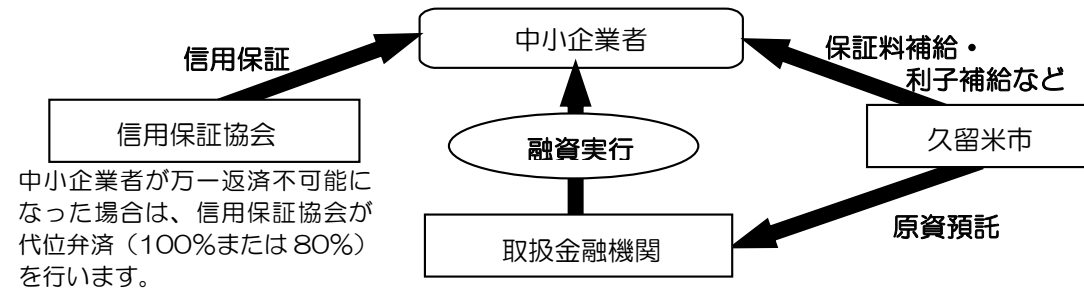
氏 名	備 考
田中 功一	
早田 耕一郎	
森崎 巨樹	
秋永 峰子	
原口 和人	
穴見 英三	
津福 信子	
秋吉 久美子	
檜原 史子	
室井 武美	
西 珠子	
井上 浩一	
大野 斉	
末次 公仁	
古賀 啓照	

(敬称略)

久留米市中小企業融資制度

1. 久留米市中小企業融資の仕組み

この制度は、市内中小企業の皆様の経営の安定にお役立ていただくことを目的として、久留米市と福岡県信用保証協会及び取扱金融機関との相互協力により成り立っています。



2. 久留米市中小企業融資制度

平成28年12月1日現在

制度名	使 途	限度額	利率 ※2	借入期間 (据置)	保証料率 ※3	保証人	要件 ※1	申込場所	指定金融機関	保証料補給	利子補給
長期事業資金	設 備 運 転	5,000 万円	1.7% (1.5%)	運転7年 設備10年 (1年)	0.45~ 0.92%	原則不要 (法人は代表者)	共通要件のみ	久留米市商工政策課 市総合支所産業振興課	福岡銀行 筑邦銀行 佐賀銀行	○	
経営 安定 資金	小口資金	1,250 万円	1.6% (1.4%)	5年 (6ヶ月)	0.45~ 0.92%	原則不要 (法人は代表者)	共通要件のみ	久留米市商工政策課 市総合支所産業振興課 久留米商工会議所 市内各商工会 指定金融機関	福岡銀行 筑邦銀行 佐賀銀行 十八銀行 西日本シティ銀行	○	
	小規模企業者 振興資金	1,250 万円	1.3%								
	短期安定資金	1,000 万円	1.5% (1.3%)	1年	0.45~ 0.92%	原則不要 (法人は代表者)	特に緊急に必要と認められる資金				
緊急 経営 支 援 資金	一般枠	1,000 万円	1.46% (1.26%)	7年 (1年)	0.45~ 0.84%	原則不要 (法人は代表者)	次の①~③いずれかに該当する方 ①中小企業信用保険法第2条第5項に基づく認定を受けた方 ②最近3ヶ月の売上高が前年同期と比較して10%以上減少した方 ③災害等の発生により被害を受けた方(限定付で設備資金の申込可)	久留米市商工政策課 市総合支所産業振興課 久留米商工会議所 市内各商工会 指定金融機関 ※事前に市の認定が必要	親和銀行 北九州銀行 筑後信用金庫 大川信用金庫 福岡県南部信用組合 とびうめ信用組合 商工中金	○	○
	経済対策特別枠	1,000 万円					事業所税が課税されている方(事業所税が全額減免される方は除く)				
新事業展開支援資金	設 備 (汎用性の高いものを除く)	5,000 万円	1.3%	10年 (1年)	0.3~ 0.6%	原則不要 (法人は代表者)	次の①と②いずれかに該当する方 ①新商品等の開発または生産を行う方 ②1年以上同一事業を行っている方で、新たな分野への進出(日本標準産業分類表の小分類が異なるもの)を行う方	久留米市商工政策課 指定金融機関 ※事前に市の認定が必要	福岡銀行 筑邦銀行 筑後信用金庫		○ (一部)
都心部・地域商業 賑わい創出支援資金	設 備 (1)店舗の新・改装費 (2)商店街整備事業に 必要な資金	(1)3,000 万円 (2)5,000 万円	1.3%	10年 (1年)	0.3~ 0.6%	原則不要 (法人は代表者)	(1)小売業者及び飲食業者で、次のいずれかに該当する方 ①都市計画区域における商業地区で営業する方 ②市内商工団体が実施する地域商業空き店舗対策事業の補助対象区域で営業する方 (2)協同組合など	久留米市商工政策課 指定金融機関 ※事前に市の認定が必要	福岡銀行 筑邦銀行 西日本シティ銀行 筑後信用金庫	○	○
新規開業資金	設 備 運 転	750万円 (特定創業支 援事業を受 けられた方 は1,000 万円)	1.26%	10年 (1年)	0.72%	原則不要 (法人は代表者)	次の①と②すべてに該当する方 ①市内で貸付実行日から1ヶ月(会社は2ヶ月)以内(特定創業支援事業の支援を受けられた場合は6ヶ月以内)に開業する具体的な計画がある方、または申込時点で開業後6ヶ月未満の方 ②次のいずれかに該当する方 ・久留米商工会議所が実施する「創業塾」または久留米東部商工会が実施する「創業支援塾」を融資申込の前日2年以内に受講し、かつ良好な成績で修了している方 ・(株)ハイマート久留米が実施する「街なか起業家支援事業」において、融資申込の日と同一会計年度に十分な経営指導を受けている方	久留米市新産業創出支 援課	福岡銀行 筑邦銀行 佐賀銀行 西日本シティ銀行 福岡中央銀行 佐賀共栄銀行 親和銀行 北九州銀行 筑後信用金庫 大川信用金庫 福岡県南部信用組合 とびうめ信用組合 商工中金	○	○
			1.16%				上記に該当する方で、次のいずれかに該当する方 ・女性、若者(30歳未満)、シニア(55歳以上)の方(年齢は融資申込時点) ・特定創業支援事業の支援を受けられた方 ・市外から転入し1年以内に融資申し込みを行う方、または、保証決定時点までに市外から転入した方				

※()内の利率はセーフティネット保証1~6号利用時に適用されます。

平成28年3月24日

報道機関各位

中小企業向け融資の利率を引き下げます

～久留米市中小企業融資～

久留米市は、市内に事業所を有する中小企業の皆様を対象に、融資制度を設けています。平成28年4月から、資金調達を更に支援していくため、融資利率の引き下げを行います。また、市外から移住し市内で創業される方の事業のスタートを応援するため、新規開業資金の要件見直し等を行います。

〈現行〉

制度名		利率(※1)
長期事業資金		1.9% (1.7%)
経営安定資金	小口資金	1.8% (1.6%)
	小口零細企業資金	1.6%
	無担保・無保証人扱い	1.6%
	短期安定資金	1.7% (1.5%)
緊急経営支援資金	一般枠	1.56% (1.36%)
	経済対策特別枠	
新事業展開支援資金		1.3%
新規開業資金		1.46% 【1.36%】 (※2)
都心部・地域商業賑わい創出支援資金		1.3%

〈改正後(平成28年4月1日以降)〉

制度名		利率(※1)	引き下げ幅
長期事業資金		1.7% (1.5%)	▲0.2%
経営安定資金	小口資金	1.6% (1.4%)	▲0.2%
	小規模企業者振興資金	1.3%	▲0.3%
	短期安定資金	1.5% (1.3%)	▲0.2%
緊急経営支援資金	一般枠	1.46% (1.26%)	▲0.1%
	経済対策特別枠		
新事業展開支援資金		1.3%	変更なし
新規開業資金		1.26% 【1.16%】 (※2)	▲0.2%
都心部・地域商業賑わい創出支援資金		1.3%	変更なし

※1… ()内の利率は、セーフティネット保証1～6号利用時に適用されます。

※2… 【 】内の利率は下記の低利率対象者に適用されます。(下線部分が今回追加した要件)

次の①、②、③のいずれかに該当する者

①女性または融資申込時点で30歳未満もしくは55歳以上の者

②特定創業事業による支援を受けた者

③市外から転入し1年以内に融資申し込みを行う者、または保証決定時点までに市外から転入した者

問い合わせ先

担当課 商工観光労働部商工政策課

担当者名 かみかわ 上河、古賀

連絡先 0942-30-9133



市イメージキャラクター

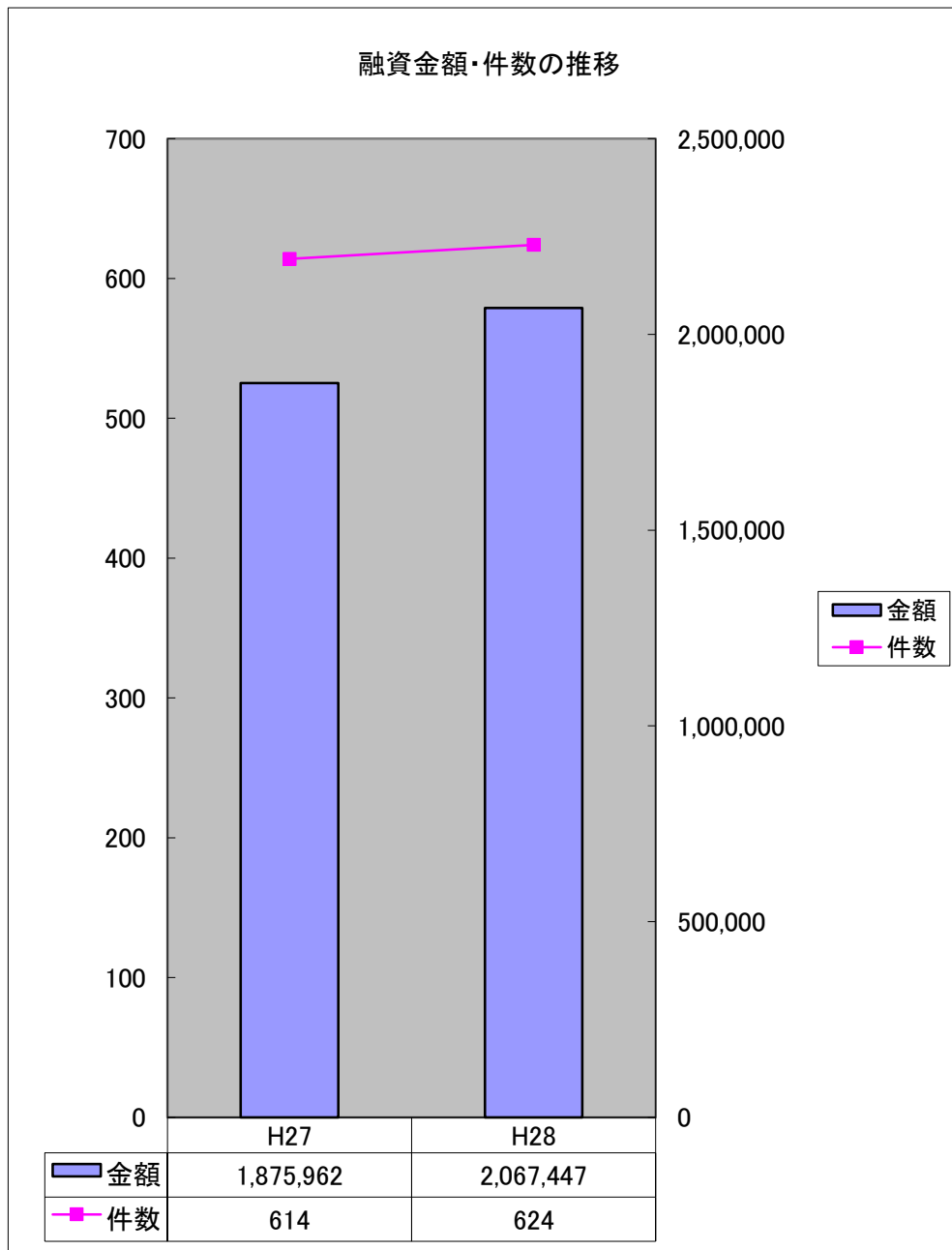
くるっば

久留米市

〒830-8520 久留米市城南町15-3

融資利率引き下げ前後の制度融資件数・金額の増減 (4～12月の9ヶ月間実績の比較)

※H28.4融資利率引き下げ



27年度12月実績(9ヶ月間累計) ⇒ 28年度12月実績(9ヶ月間累計)

全体

件数 1.6%増

金額 10.2%増

資金別推移

